

## 技術基準規則の新規制基準追加要求事項について

原子炉施設（高速実験炉）の変更に係る「試験研究の用に供する原子炉等の技術基準に関する規則」への適合性説明の可否を取りまとめた整理表を別表に示す。

当該整理により抽出した追加要求事項について、技術基準規則への適合性を説明する。追加要求事項に該当しないものについては、既設をそのまま使用するため適合性説明を省略する。

なお、新設するものにあつては、必要に応じて、技術基準規則第 12 条（材料及び構造）等を適用するものとし、適合性を説明する。

別表 技術基準規則の新規制基準追加要求事項の整理結果

技術基準規則の条項				追加要求事項 該当有無	
5	試験研究用等原子炉施設の地盤			●	
6	地震による損傷の防止	1			
		2		●	
		3		一※1	
7	津波による損傷の防止			一※1	
8	外部からの衝撃による損傷の防止	1		●	
		2		●	
		3			
		4		一※1	
9	試験研究用等原子炉施設への人の不法な侵入等の防止			一※2	
10	試験研究用等原子炉施設の機能	1		○*1	
		2			
11	機能の確認等				
12	材料及び構造	1	1		
			2		
		2			
3					
13	安全弁等				
14	逆止め弁			一※3	
15	放射性物質による汚染の防止	1			
		2			
		3			
		4			
16	遮蔽等	1		●	
		2	1		
			2		
3					
17	換気設備	1	1		
			2	一※3	
			3		
			4		
19	溢水による損傷の防止	1		●	
		2		●	
20	安全避難通路等	1	1	●	
			2	●	
			3	●	
21	安全設備	1	1	●	
			2	●	
			3	●	
		4	イ	●	
			ロ	●	
			ハ	●	
			5	●	
	6	●			
23	熱遮蔽材	1	1		
		2			
24	一次冷却材				
25	核燃料物質取扱設備	1	1		
			2		
			3		
			4		
			5		
			6		
			7		
			8	イ	●
		ロ	●		
26	核燃料物質貯蔵設備	1	1	●	
			2	●	
		3	イ	●	
			ロ	●	
2	1	●			
	2	●			
	3	●			
4	イ	ロ	●		
		ハ	●		
31	放射線管理施設		1	○*2	
		2			
		3			
32	安全保護回路	1	1	●	
			2		
			3	●	
			4	●	
			5	●	
			6	●	
			7	●	
			8	●	
34	原子炉制御室等	1			
		2		●	
		3		●	
		4			
		5		○*3	

技術基準規則の条項				追加要求事項 該当有無	
35	廃棄物処理設備	1	1		
			2		
			3		
			4		
			5		
			6		
			7	一※3	
		2	1		
			2		
			3		
36	保管廃棄設備	1	1	●*4	
			2	●*4	
			3	○*4	
2		○*4			
3					
38	実験設備等			一※3	
40	保安電源設備	1			
		2			
		3		●	
41	警報装置			●	
42	通信連絡設備等	1		●	
		2		●	
57	試験用燃料体			●	
58	多量の放射性物質等を放出する事故の拡大の防止			●	
61	炉心等	1		●	
		2		●	
		3			
		4			
62	原子炉冷却材バウンダリ等	1			
		2			
		3		●	
		4			
		5		●	
		6		●	
63	計測設備	1	1		
			2		
			3		
			4	イ	
				ロ	
				ハ	
			5	イ	
				ロ	
				ハ	
			6	イ	
		ロ			
2			●		
64	反応度制御系統及び原子炉停止系統	1	1		
			2	●	
			3	●	
			4	●	
		2	1	イ	●
				ロ	●
			2		
			3		
			4		
			1		
	2				
	3		●		
	6		●		
65	原子炉格納施設	1	1		
			2		
			3		
		2			
		3			
66	ナトリウムの漏えいによる影響の防止				
67	ナトリウムの取扱い	1			
		2			
		3			
68	カバーガスの取扱い	1			
		2			
		3			
69	冷却設備等	1	1		
			2		
			3		
			4		
			5		
			6		
			7	●	
2					
—	屋外管理用モニタリングポスト			●*5	

※1：10条第1項に追加要求事項はないが、炉心を変更するため、適合性説明を実施するもの  
 ※2：31条に追加要求事項はないが、排気筒モニタを更新した（既設をそのまま使用しない）ため、適合性説明を実施するもの  
 ※3：34条第5項に追加要求事項はないが、中央制御室外原子炉停止盤を新設するため、適合性説明を実施するもの  
 ※4：36条の一部に追加要求事項はないが、保管廃棄設備を新設するため、適合性説明を実施するもの  
 ※5：技術基準規則に要求はないが、先行炉の設工認申請において、説明が要求されたもの

※1：追加要求事項に該当するが、許可段階で基準適合性が評価済であるもの  
 ※2：追加要求事項に該当するが、適合性は、保安規定や核物質防護規定等において確認されるもの  
 ※3：追加要求事項に該当するが、工事の申請範囲が条文中に規定する設備に該当しない又は該当する設備等を保有していないもの